



経営者のための

# 銀行交渉術

第16号 平成27年9月11日(木)

発行:久保総合会計事務所

〒536-0006

大阪市城東区野江4丁目11番6号

TEL (06) 6930-6388

FAX (06) 6930-6389

## ■◆実践コラム

『貴社の財務戦略を考える』  
…資金調達は一発勝負ではありません。

「銀行さんに融資を申し込むのがいつもギリギリになります。支払期日が迫って来る中で、融資が出なかつたらどうしよう。何度も冷や冷やしたことか…」

資金調達で慌てなくて済むよう、財務戦略を持ってはいかがでしょうか。

財務戦略とは、どれぐらいの資金が、なぜ、いつ頃必要なのかを事前に把握し、どれぐらいの資金を、どこから、どうやって調達するかを決めることです。財務戦略を立案・実践するためには、財務に関する知識や経験が必要です。まずは、貴社の財務レベルをチェックしてみましょう。

- 今期、どれぐらいの資金調達が必要か分かっている。
- 日本政策金融公庫、信金、地銀、メガバンク、ベンチャーキャピタル…  
各金融機関の特性を熟知しており、どの金融機関から調達するのが最善か分かっている。
- 短期借入、長期借入、資本性ローン、社債、リース、出資…調達の種類  
と特徴を熟知しており、どの方法で調達するのが最善か分かっている。
- 金融機関の考え方を熟知しており、金融機関が評価するポイントを分かっている。
- 融資を受けやすくなる資料の作り方が分かっている。

いかがでしょうか。チェックの数が少ない場合は財務レベルに改善の余地があります。  
業績が落ち込めば、途端に資金調達が難しくなる可能性がありますので、次の財務戦略をおすすめします。

## ■ 中小企業に適した財務戦略

### 1. 調達目標額の決定

必要調達額の算出が面倒であれば、「借りられるだけ借りる。」ことを目標にしてはいかがでしょうか。  
乱暴にも聞こえますが、業績が落ち込んだ時に金融機関は助けになりません。自分の身は自分で守らなくてはなりませんので、有事に備えてキャッシュを余分に持ておく意味があります。また、金融機関は、貴社にとって適正と思える借入額を超えて融資はしませんので、上限一杯まで借りておくのは、ある意味合理的な考えです。

### 2. 調達先の選定

調達先の選定基準は、「最も多く貸してくれる金融機関」です。銀行の知名度や、多少の金利差に惑わされず、積極的に融資を行ってくれる金融機関を選びましょう。金融機関の情報をお持ちでなければ、日本政策金融公庫→信用金庫(組合)→地銀→メガバンクの順であたってください。

### 3. 金融機関と良好な関係を構築する

最大限の調達を行うためには、金融機関を味方につけることが必須です。金融機関が好むのは、情報開示をしっかりと行える企業です。試算表や資金繰り表をリアルタイムで作成し、定期的に提出することで、金融機関からの信頼は大きく高まります。

この程度の財務戦略を実践するだけでも金融機関の反応は大きく変わります。  
資金調達は一発勝負ではありません。お金を借りる時だけ対処するのではなく、戦略を持ち、日頃から資金調達に備えておくことをおすすめします。



## ◆お役立ち情報

### 『「高年齢者雇用安定助成金』について』

…60歳以上の従業員を雇用している場合はご検討ください。

「高年齢者雇用安定助成金」は、60歳以上の雇用保険被保険者を1年以上雇用している事業主が、高年齢者の活用促進のために次のいずれかの「活用促進措置」を実施する場合に助成金が受けられるというものです。

#### ■対象となる「活用促進措置」

##### (1)新たな事業分野への進出

高年齢者が働きやすい事業分野への進出など

##### (2)機械設備、作業方法、作業環境の導入・改善

高年齢者が就労の機会の拡大が可能となるような機械設備の導入、作業方法、作業環境の改善など

##### (3)高年齢者の就労の機会を拡大するための雇用管理制度の導入・見直し、賃金制度・能力評価制度の導入や研修システム・能力開発プログラムの開発など

##### (4)定年の引上げ等

定年の引上げや廃止、あるいは希望者全員を対象とする継続雇用制度の導入など

#### ■対象経費

「活用促進措置」の実施に要する次のような経費が対象となります。

##### (1)機械設備の購入、改修工事に要した経費

##### (2)高年齢者の講習費用

##### (3)ソフトウェア開発、備品の購入費

##### (4)コンサルタントとの相談費用、専門家への委託費(上限50万円)

#### ■支給金額

対象経費の2／3(大企業は1／2)か、60歳以上の雇用保険被保険者数に

20万円(※)を乗じた額の少ない方の金額になります。(上限1,000万円)

※建設、製造、医療、保育、介護分野の事業主については対象者数に30万円を  
乗じた額との比較になります。

#### ■70歳以上まで働ける制度の導入による、みなし費用の加算

「活用促進措置」の(1)から(4)を実施し、さらに次のいずれかの措置を実施した場合は、「活用促進措置」の実施に要した費用の他に、100万円の費用を要したものとみなされ、対象経費に加算できます。[(4)を実施した場合はみなし費用の100万円のみが対象経費となります]

##### (a)定年を70歳以上に引上げ

##### (b)定年の定めの廃止

##### (c)65歳以上への定年の引上げおよび希望者全員を70歳以上まで雇用する 継続雇用制度の導入

※建設、製造、医療、保育または介護の事業を営む場合は「70歳以上」が  
「67歳以上」に緩和されます。

高年齢従業員を積極的に活用しようとお考えの方は、一度ご検討ください。